

令和元年(2019 年)度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価

B

■ 拠出金の概要

1 拠出金名	国際熱帯木材機関(ITTO)拠出金
2 拠出先国際機関名	国際熱帯木材機関(ITTO)
3 拠出形態	☐ ノンイヤマーク ☒ イヤマーク
4 拠出規模 (令和元年度当初予算額)	15,000 千円 日本の拠出率 15%(令和元年度見込み) 拠出額の順位 2 位 ☐ 本拠出金のみ ☒ 他の拠出金も含む(ただし、任意拠出金のみ)
5 国際機関等の概要	(1) 設立年・経緯, 加盟国等の数, 本部所在地, 目的・マンデート ・ITTO は, 国際熱帯木材協定(ITTA)に基づき, 1986 年に設立された国際機関。 ・加盟国は, 73 か国(うち熱帯木材生産国 36 か国・熱帯木材消費国 37 か国, <u>世界の熱帯林及び熱帯木材貿易の大部分を占める</u>)及び EU(2018 年 11 月現在)。 ・本部(事務局)は, 日本(横浜市)に所在。 ・ITTO の目的は, 合法熱帯木材の貿易促進及び熱帯林の持続可能な経営の促進。 (2) 主要な活動分野 ☐ 安全保障 ☐ 軍縮不拡散・科学 ☒ 国際経済・資源エネルギー ☐ 司法 ☐ 教育・文化 ☒ 開発・人道 ☐ 保健 ☒ 環境・気候変動 ☐ 地域協力 ☐ その他()
6 拠出の使途及び目的	ITTO は, その目的を達成するため, 熱帯木材消費国である加盟国の任意拠出金を基に, 熱帯木材生産国である加盟国を支援するプロジェクト, 熱帯木材・熱帯林に関する政策形成等の具体的な取組・活動を実施。本件拠出金は, ITTO のこのような活動のうち, 熱帯諸国への国際協力等の外交上の観点から, 熱帯木材生産国の持続可能な森林経営の促進や違法伐採対策, 住民生活向上支援等にかかる分野におけるプロジェクト等に充てられる。(ITTO に対しては別途分担金を拠出しているが, これは国際熱帯木材協定(ITTA2006)に定められた締約国の義務として, 職員給与, 出張旅費, 通信費や各種会議開催経費等の事務局の運営に必要な限られたコア予算に充てるため, 所定の額を拠出するもの。個別のプロジェクトなど ITTO の具体的な取組・活動に充てられるものではない。また, 林野庁も拠出を行っているが, 当該拠出は, 我が国への輸入の安定等の森林・林業政策上の観点から, 合法木材の貿易促進にかかる分野に拠出し, 役割を分担。)
7 担当課室	国際協力局 地球環境課

評価基準1 国際機関等の活動の成果・影響力

1-1 当該機関の戦略目標, 基本的な目標・計画・重点分野, 関連する国際課題(SDGs の関連ゴール・ターゲット, 国際基準・規範の形成等)等
・ITTO の目的は, (1)合法的に伐採された熱帯木材の貿易を促進するとともに, (2)熱帯林の持続可能な経営を促進すること(現行の ITTA 第1条)。また ITTO の現行の行動計画(2013 年から 2019 年までのもの)に基づく重点

戦略分野は、①持続可能な森林経営のためのグッドガバナンスと政策枠組（森林法施行遵守・違法伐採対策、資金確保・投資促進等）、②国家・地方経済への貢献（貧困削減に資する地域社会・企業による森林経営等）、③生物多様性の保全と持続的利用、④森林減少・劣化の削減と環境サービスの向上（特に気候変動の緩和）、⑤熱帯林・木材市場・貿易に関する情報提供、⑥持続可能な森林経営を担う人材育成。

（注：世界の森林面積は約 40 億 ha（全陸地面積の 31 %）、うち熱帯林が約 18 億 ha と半分近くを占めているが、毎年、北海道の面積の 77%に当たる 600 万ヘクタールの熱帯林が減少（FAO Global Forest Resources Assessment 2015）。その主要因は農地への転用、違法伐採など。）

・これら ITTO の重点戦略分野における活動は、持続可能な開発のための目標（SDGs）の次のターゲットに該当する。

1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。

13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。

1-2 1-1 に基づく取組・活動（他の国際機関との連携等を含む。）

ITTO の目的・重点戦略等に基づき、以下の取組・活動を実施。

【合法木材貿易促進に関する取組・活動】

・熱帯木材生産国における違法伐採対策として、木材の収穫・流通・加工・貿易に至る法令の施行・遵守、関係機関のガバナンス向上を支援。

・熱帯木材の合法性確認や履歴追跡（トレーサビリティ）の取組を支援。

・熱帯木材生産国における合法性確保の取組や貿易データ等の情報を収集し、分析や共有を実施。

【持続可能な森林経営促進に関する取組・活動】

・持続可能な森林経営を促進するガイドライン等の作成。熱帯木材生産国における実態に応じた持続可能な森林経営の提案、実践の支援。

・持続可能な森林経営を評価する基準・指標の提案、実践の支援。

・持続可能な森林経営を推進する人材の育成を支援。

・食料の確保、貧困の撲滅、地域住民の生活向上のため、農業生産と森林造成を両立するアグロフォレストリー（樹木を植栽し、樹間で家畜・農作物を飼育・栽培する農林業）等の取組を支援。

・熱帯林における生物多様性保全に資する多様な関係者の能力強化や地域住民の生計改善の支援、生物多様性の状況を踏まえた重点地域の特定と管理計画の作成、管理能力の向上支援。

【他の国際機関、我が国政府機関等との連携】

・以上の取組・活動を行うに当たっては、必要に応じ、世界税関機関(WCO)、生物多様性条約(CBD)事務局、ワシントン条約(CITES)事務局、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局等の他の国際機関とプロジェクトの実施、ガイドラインの作成等により連携し、事業の重複を回避するとともに、効率的な事業運営を目指している。

・また、熱帯木材生産国の能力構築支援に当たり、JICA 個別専門家による助言・指導、JICA と共同でセミナーの開催等を行うなど JICA と密接に連携。

・TICAD（アフリカ開発会議）においてもサイドイベントを開催し、我が国を側面支援している。（2019 年 8 月予定の TICAD7 においても、林野庁や JICA と連携したサイドイベント（アフリカにおける森林経営、合法で持続可能なサプライチェーンに関するセミナー）を計画。）

【ITTA 改訂に向けた改革・検討】

・ITTA の 15 年振りの改訂（現行協定は 2021 年 12 月期限）を控え、現事務局は内外の情勢の変化を踏まえた ITTO の改革に取組中・取組予定。具体的には、資金源の多様化のための新たな資金メカニズムの試行的導入、生産国支援の効率化のための各種プロジェクト提案の整理統合、民間部門との連携や女性の参画推進、熱帯木材生産・利用の拡大や合法木材のサプライチェーン構築の重視など。

1-3 1-2 の進捗・実績及びそれによって得られた成果 設立以来、1,000 件以上のプロジェクト等を実施。近年の実施例(主に他のドナーが多く拠出しているもの)は次のとおり。なお、プロジェクト等の実施状況や成果は、情報誌(年 4 回発行)、マーケットリポート(年 22 回発行)、熱帯林ニュースレター(年 15 回発行)等により加盟国及び幅広い関係者に共有されるとともに、ホームページで広く一般に向けて発信。(近年は、動画(YouTube)(対象期間中 27 件)やツイッター(同 321 件)も活用し、機関の活動や成果を発信。) 【合法木材貿易促進に関する取組・活動】 ・パナマにおいて、森林の履歴が可能となるように樹木にバーコードを付け、樹木の状態から製品になるまでトレーサビリティを確保する技術を開発。これにより違法伐採が軽減。＜2016 年～＞ ・EU への木材輸出国において、<u>合法性の検証を行う独立した第三者機関</u>として、法規制、ガバナンス改善等の合法性確保の取組を評価。＜2013 年～＞ ・中国で、木材関連企業がメンバーとなった組織によるグリーン・サプライ・チェーンの構築を支援。＜2018 年～＞ 【持続可能な森林経営促進に関する取組・活動】 ・グアテマラで、森林に依存して生活している地域住民、<u>特に女性や若者、子供を対象に森林の管理能力向上</u>(苗畑の造成・管理、アグロフォレストリーの導入、森林管理プランの作成等)を支援。＜2017 年～＞ ・インドネシアで、首都ジャカルタの水源林となっている森林について、観光資源としての利用と生物多様性保全との両立を図るため、当該森林保護区の利用・管理計画の作成等を支援。＜2016 年～＞ ・CBD 事務局との間で作成した共同事業実施に係る覚書(2010 年)に基づき、熱帯林の生物多様性保全のためのプロジェクトをアマゾン地域＜2013 年～＞等で実施 ・ワシントン条約(CITES)事務局と共同で、貴重かつ有用な樹種やその製品管理の強化や森林経営のガバナンス向上に資する活動を実施＜2018 年～＞。 ・国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局と連携し、国連気候変動枠組条約第 24 回締約国会議のサイドイベントに参加し、熱帯林の劣化が気候変動に及ぼす影響と気候変動抑制に資する解決策についてセミナーを実施。＜2018 年 12 月＞	
1-4 (イヤマーク拠出のみ)イヤマーク拠出による取組・活動の進捗・実績及び得られた成果 近年の我が国の任意拠出金に基づくプロジェクト等の実施例は次のとおり。 【合法木材貿易促進に関する取組・活動】 ・パナマで、違法伐採による木材が相当量流通している状況に対応し、違法伐採撲滅に向けて、地方政府のガバナンス強化、チェックポイントの創設などの木材監視体制の構築、木材の履歴追跡システム(トレーサビリティ)の導入等を支援。＜2014 年～＞ 【持続可能な森林経営促進に関する取組・活動】 ・タイで、持続可能な森林経営を促進する基準・指標の提案・実践、木材の管理に必要なシステム(トレーサビリティ)の提案、必要な人材の育成等を支援。＜2013 年～＞ ・インドネシアで、地域住民を対象に郷土樹種による森林回復を支援。これにより、地域に適した樹種の選定と植林技術の普及・定着を実現。＜2015 年～＞ ・コートジボワールにおいて、女性参画による持続可能な森林経営の取組を実施。過去(2018 年 3 月)に、取組を行った女性達に対して同国首相から賞が贈呈された経緯がある案件であり、アグロフォレストリーによって食糧生産と森林造成を両立させ、炭の生産・販売によって貧困が解消され、地域住民の生活が向上。＜2014～2018 年 11 月＞ ・コンゴ盆地諸国(カメルーン、コンゴ(共)、コンゴ(民)、中央アフリカ)では、内戦等の影響により持続可能な森林経営を推進する人材が不足していることから、現地政府や JICA と連携し、研修プログラムを作成・実施。これにより、<u>300 人以上の森林技術者が養成され</u>、森林に依存する地域住民の生活が向上。＜2012～2019 年＞ ・ペルーでは、地元住民による過剰な利用によりマングローブ林における生物多様性が損なわれつつあることから、地方政府職員のガバナンス向上や森林管理能力向上のための研修、マングローブ保全区域の設定、地元住民に対する環境教育等を支援。＜2014 年～＞	

評価基準2 日本の外交政策上の有用性・重要性

2-1 関連する日本の重要政策、外交戦略・重点分野等
① 関連する日本の重要政策(施政方針演説、外交演説、各種基本計画等のうち主なもの) ○第198回国会における河野外務大臣の外交演説(平成31年1月28日) ・日本外交の最大の課題は、自由、民主主義、基本的人権、法の支配、国際法の尊重といった基本的価値に基づいた国際秩序を様々な方面からの挑戦から守り続けることにあります。 ・官民連携の推進による日本企業の海外展開支援、再生可能エネルギーの利活用を含めた資源外交、インバウンド観光の促進、日本産商品への風評被害対策、海外で日本企業が直面する知的財産侵害対策、鯨類を含む<u>生物資源の持続可能な利活用等の取組等</u>、積極的な経済外交を進めていきます。 ・<u>地球規模課題への対応が急務となる中、SDGsの達成に向けて</u>、日本が主導してきた「<u>人間の安全保障</u>」の考え方に基づき、「誰一人取り残さない」社会を実現するための取組を進めていきます。 ・<u>気候変動問題は最も重要な課題の一つです</u>。気候変動は、北極にまで影響を及ぼしており、環境変化のメカニズムの解明、その影響を理解することが重要です。また、我が国の知見や技術を活かし、パリ協定の着実な実施を始め、<u>気候変動の影響にしっかり立ち向かいます</u>。 ・今年は、横浜で第7回アフリカ開発会議(TICAD7)が開催されます。アフリカでは、選挙、議会、法律、司法、治安、徴税、入国管理など国家の制度に対する国民の信頼が低く、国家の公式な統治機構よりも民族や文化や宗教的な結びつきが重視されてしまう国がまだあります。それが温床となって、内戦や宗教的対立、テロが頻発し、開発が遅れます。アフリカにおける平和構築、特に<u>国家の制度構築の取組</u>に対し、積極的に手を差し伸べていきます。その一方、成長著しいアフリカは21世紀最後のフロンティアとも言われ、大きな潜在力を持っています。TICAD7へ向けて、官民の連携を通じた日・アフリカ間の貿易投資、アフリカの経済成長のための人材育成、質の高いインフラ整備の一層の促進を図る考えです。 ○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (国際協力の推進) 第三十二条 国は、木材資源の相当部分を輸入に依存する我が国において合法伐採木材等の流通及び利用を促進するためには、原産国においてその法令に適合した森林の伐採が確保されることが重要であることに鑑み、外国における違法伐採の抑止のための国際的な連携の確保その他の<u>合法伐採木材等の流通及び利用に関する国際協力を推進</u>するために必要な措置を講ずるものとする。 ○地球温暖化対策計画(平成28年5月13日、閣議決定) 第7節 海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際的連携の確保、国際協力の推進 2. 我が国の貢献による海外における削減 (3) 森林減少・劣化に由来する排出の削減等への対応 農地の拡大、燃料採取や違法伐採等による森林減少・劣化に由来する温室効果ガス排出への対策が喫緊の課題となっていることから、我が国の知見や技術をいかしつつ、官民連携により、森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の強化を含めた途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等(REDD+)を積極的に推進し、森林分野における排出の削減及び吸収の確保に貢献する。 また、違法に伐採された木材は使用しないという基本的考え方に基づき、<u>地域材の活用も含めた、持続可能な森林経営を推進</u>し、森林減少の抑止・地球規模での環境保全等に貢献する。 ○開発協力大綱(平成27年2月10日、閣議決定) ウ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築 この観点から、低炭素社会の構築及び気候変動の悪影響に対する適応を含む<u>気候変動対策</u>、感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進、防災の主流化、防災対策・災害復旧対応、<u>生物多様性の保全並びに森林</u>、農地及び海洋における<u>資源の持続可能な利用</u>、健全な水循環の推進、環境管理等の環境分野での取組、高齢化を含む人口問題への対応、食料安全保障及び栄養、持続可能な形での資源・エネルギーへのアクセスの確保、情報格差の解消等に取り組む。
② 本外交の関連重点分野
地球規模課題への対応(持続可能な開発目標(SDGs))
地球規模課題への対応(環境・気候変動)
地球規模課題への対応(法の支配の強化への積極的取組)

2-2 日本の外交政策を遂行する上での当該拠出の有用性・重要性及び日本の重要外交課題の遂行への貢献

- 上記 1-1 から 1-4 のITTOの目標及び取組・活動は、次のとおり気候変動対策、生物多様性の保全、アフリカなど途上国の支援、熱帯木材を含む資源外交等の日本の外交政策の重要分野と一致しており、ITTO との連携及びその活動支援は、日本の重要外交課題の遂行に貢献。
- ・ ITTOによる持続可能な森林経営の促進に関する諸取組・活動は、CO2 の吸収源である森林の維持・管理等を通じて、気候変動対策に貢献。また、熱帯林の生態系の保全等を通じて、生物多様性の保全に貢献。
(注:途上国の森林減少及び劣化に由来する温室効果ガスの排出量は、世界総排出量の約1割を占める(IPCC:第5次評価報告(2014))。また、熱帯林は生物多様性の宝庫(全世界の陸生種の3分の2以上が森林に生息)であるが、熱帯林の減少により、熱帯林にすむ動植物は毎日 100 種が消失(環境省)。)
 - ・ また、熱帯木材生産国における人材育成、森林に依存する地域住民の生活向上等を通じて、アフリカ・アジア太平洋・中南米の途上国への支援、人間の安全保障に貢献。
(注:ITTO に加盟している熱帯木材生産国は、アフリカ 13 か国、アジア・大洋州 10 か国、中南米 13 か国、計 36 か国。)
 - ・ ITTOによる合法木材貿易促進に関する諸取組・活動は、熱帯木材の違法伐採・違法貿易への対策を通じ、法の支配に基づく国際秩序の維持に、アフリカ等における森林法令の施行遵守とガバナンス向上を通じ、その国家の制度構築に貢献。
(注:特にアフリカ産木材の大半(7割以上)は違法伐採によるもの(イギリス王立国際問題研究所の報告(2015 年)。))
 - ・ さらに、この取組・活動は、合板・製紙等の原材料として重要な生物資源である熱帯木材の持続可能な利活用と貿易の促進と、我が国への輸入の確保につながるものである。
- 我が国は世界有数の熱帯木材輸入国(ITTO 設立当時は世界第一位、現在でも中国に次いで第二位)であり、この分野での国際貢献を示すため、ITTO 設立時に本部を積極的に誘致した経緯がある。このため我が国は、ホスト国として ITTO を支援する立場にあり、我が国が主導して ITTO の上記の国際的役割を維持強化することは、ホスト国としての我が国の国際的な評価の確保、加盟国(73 か国・EU)との良好な関係の維持にもつながる。
- こうしたITTOの具体的な取組・活動は、熱帯木材消費国である加盟国の任意拠出金に基づいて行われており、特に日本は 2015 年までは最大の拠出国(2015 年度予算:外務省約 2.2 億円・林野庁約 0.7 億円、後述する投資損失問題に伴い中断したが本年度から再開、本年度予算:外務省 1,500 万円(従前の1割以下)・林野庁 7,575 万円。当該問題への対応については 3-5 参照)。したがって当該拠出は、ITTOが上記の役割を果たす上で不可欠。
- なお ITTO では具体的な取組・活動毎に、当該任意拠出金の出資国が明らかにされており、日本の任意拠出金に基づくプロジェクトは、被支援国にとって日本の顔が見える支援となる。
- 熱帯木材を輸入する企業にとって、合法木材の流通・利用を促進する合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーン・ウッド法)の施行(2017 年)や、環境や社会などに配慮しなければ企業の持続的な発展や融資の対象とならない ESG 投資の広がりから、合法性が確保された熱帯木材を輸入することが一層求められることから、合法木材についての情報提供等を行う ITTO の役割は大きい。(例: ITTO は木材生産国における合法性確保の現状(法規制、伐採木材の履歴追跡、第三者による検証、森林認証の取得状況等)を調査・公表し、それは林野庁ホームページ(クリーン・ウッドナビ)にも随時掲載されており、日本の木材輸入関連企業に無償で提供されている。<2017 年～>)

2-3 当該機関の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位の確保

- ・ホスト国として事務局との情報・意見交換を通じて、日本の意向を ITTO の活動に反映。(直近1年間における外務省幹部と ITTO 事務局長との意見交換:2018 年 9 月、2019 年 1 月及び 2 月。本年 4 月に事務局次長に邦人が就任以来一層緊密に情報・意見交換。)
- ・日本は、理事会の運営を事前に調整する IAG(Informal Advisory Group)のメンバー(理事会や委員会の議長・副議長が構成員であるが、日本はホスト国として参加)。

・日本は、プロジェクトの案件選定を行う専門家パネル(木材消費国グループ、木材生産国グループから選ばれた11名で構成)のメンバー。 ・日本は、ITTOの主要な検討課題の1つである新たな資金調達にかかるワーキング・グループ(木材消費国グループ、木材生産国グループから選ばれた7名で構成)のメンバー。 ・理事会の決定は、各国1票の議決で行われる(協定第12条第2項)が、事務局長の選挙に際しては、木材消費国の票数は過去5年間の熱帯木材輸入量に比例して配分されるため、全票数2,000のうち、日本の票数は156(中国の票数276に次いで第2位)となっている。
2-4 当該機関との間での要人往来、政策対話等
ITTO 事務局長との間で以下のような意見交換が行われた。 2018 年 11 月 本郷林野庁次長と面会(理事会) 2019 年 5 月 阿部外務副大臣と面会 阿部外務副大臣との面会の際には、TICAD7の成功に向けた連携、ITTO における日本人職員の採用等について意見交換を実施。
2-5 日本企業、日本のNGO・NPO、地方自治体、大学等との関わり
【日本企業との関わり】 上述 2-2 のとおり、日本の木材輸入関連企業は ITTO の合法木材についての情報を利用している。 【地方自治体との関わり】 ・横浜市(ホスト自治体)は国際化に向けた都市作りを目指す観点から、ITTO 本部を積極的に誘致。現在に至るまで、ITTO 事務所賃借料及び横浜で開催する ITTO 理事会費用等を負担するとともに、一般職(G レベル)の日本人職員を派遣。・最近の交流例: ITTO は、地元の小学校(2018 年 9 月)、横浜デジタルアーツ専門学校(2018 年 6 月)及びグリーン・アース・フェスティバル(2019 年 3 月)にて環境教育を実施。 【大学との関わり】 ・最近の交流例: 東海大学に対して環境教育を実施(2018 年 6 月)。

評価基準3 組織・財政マネジメント

3-1 会計年度	1 月から 12 月		
3-2 機関全体の財政状況			
報告年月	2018 年 11 月公表(2017 年度分)	通貨	米ドル
予算額	7,108,819	決算額	7,108,822
予算額・決算額の差	▲3	予算額に占めるその差の割合	0%
65% 以上の場合, その理由	—		
3-3 本拠地の会計報告(イヤマーク拠出分のみ)			
報告年月	2019 年 2 月受領 (2018 年 12 月末時点進捗状況報告)(※参照)」	通貨	米ドル
報告がない場合, その理由	—		
※本件任意拠出金はプロジェクトの実施に充当される。プロジェクトごとに実施期間が異なるため、ITTO は、実施中のプロジェクトの進捗状況及び完了したプロジェクトについて理事会に報告するとともに、各プロジェクトのドナーの求めに対し、年2回プロジェクトの進捗状況を報告しており、外務省はこれらの報告を確認している。上記報告においては、特段問題は認められなかった。プロジェクトに残金が発生した場合には、毎年7月ごろに各ドナーに報告される。			
予算額	—	決算額	—

予算額・決算額の差	—	予算額に占めるその差の割合	—
65%以上の場合、その理由	—		
3-4 監査			
(1)外部監査			
対象年度	対象期間:2017 年度	報告年月	2018 年 11 月公表
実施主体	アーンスト・アンド・ヤング新日本有限責任監査法人		
財政状況に係る報告が正確かつ適正に作成されていることの確認 (「無」の場合にはその概要及び対応ぶり)		有	
組織・財政マネジメントに係る指摘(監査報告に含まれている場合) (「有」の場合、3-5 に指摘内容を記入)		無	
(2)内部監査			
対象年度	2018 年分(又は対象期間:2018 年 1 月～2018 年 12 月)2019 年 7～8 月に実施予定	報告年月	—
実施主体	外部監査法人, ITTO 財務・総務部長		
対象事項	プロジェクト支出, 物品調達, コンサル契約, 給与, マネーロンダリング防止等について, 財務規則に基づいたものとなっているかどうか確認		
3-5 組織・財政マネジメント(人事・予算・調達等)に係る問題の概要・対応ぶり, 更なる改善への取組・成果			
【投資損失問題と再発防止策(ガバナンス向上)】			
・2015 年, 前事務局長らによる不適切な資金運用(加盟国からの任意拠出金を投資ファンドで運用)により, 1,820 万米ドルの損失が生じていたことが判明。			
・これを受け, 2015 年理事会で調査監視委員会(加盟国から 12 名のメンバーを選出。日本はメンバーとして参画)を設置し, 事務局のガバナンス向上のための改革案を検討。調査監視委員会の報告に基づき, 2016 年の理事会で, 以下の内部規則を改正・新設。			
① 財務規則			
・事務局長は財務文書及び報告書が国際公会計基準(IPSAS)に基づくことを確保しなければならない(従来の現金収支に基づく現金主義会計から, 資産の減損発生時点での正確な財務状況把握が可能となる発生主義会計を導入)。			
・投資対象は元本保証のファンド又は理事会の承認を受けたキャッシュ管理商品とする。全ての投資について, 理事会の事前承認が必要。			
② 職員規則			
・事務局長は, 深刻な不正又は重大な過失により, 職員を即時免職することができる。			
・職員は, 全ての規則違反を報告しなければならない(内部通報制度)。また, 職員は求めに応じ, 監査, 調査, その他の監視行動に適切に協力する義務がある。個々の職員は, 報復から守られる権利がある。			
③ 事務局長服務規程(新設)			
・事務局長は全ての規則, 関連方針及びガイドラインを遵守しなければならない。			
・事務局長が本服務規程に反した場合, 理事会が対応(action)を取ることができる。			
・事務局長に重大な過失, 深刻な不法行為があった場合, 理事会は事務局長の任期を終了させることができる。			
【人事関連】			
・ITTO の人事システムは, 国連や国連人事委員会(International Civil Service Commission, 1974 年国連総会決議により設立され, 国連共通制度に基づき職員の勤務条件の規制と調整を行う機関)のルールに準拠。公平な運用を確保。			
・改正職員規則・事務局長服務規程は, 上記の通り。			
【予算関連】			
・予算や決算は理事会の承認が必須。また, 財務諸表はホームページ上で一般公開。分担金(運営勘定), 任意拠出金(特別勘定)のいずれについても, 月ごとにバランスシートを作成(改正財務規則は, 上記のとおり)。			

・近年、前事務局幹部による投資損失問題もあり、<u>加盟国の任意拠出金減少による資金不足が深刻化し、熱帯木材生産国からの多くの支援要請に応じられない等、ITTO の活動に深刻な支障を来している。</u> ・こうした中、現事務局は、<u>ガバナンス向上等により信頼回復を図った上で、加盟国に対し任意拠出金の再開・増額を働きかける一方、資金源の多様化(加盟国の拠出金のみ依存した資金構造からの脱却)、生産国支援の効率化(支援要望の整理統合・優先順位付け)などに取り組んでいるところ。</u>2019 年4月には日本人次長が就任し、<u>こうした改革を内部から推進。</u> 【調達関連】 ・改正財務規則には、公平性・競争性を確保した調達方針(Fair and Competitive Procurement)が規定。同方針に基づき調達を実施しているほか、<u>直近では 2017 年 10 月に実施するなど定期的に内部監査を実施し、調達の効果を評価。</u>

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員数（原則、各年 12 月末時点、専門職以上。）									
全職員数		日本人職員数		日本人職員 の比率（％）	過去3年の日本人職員数				増減数
2018	2018	内、幹部	2017		2016	2015	平均値		
12	2	1	16.7％	1	2	2	1.7	0.3	
☐	専門職から幹部職、 幹部職内の昇進有り	0 名	備考	—					
4-2 当該機関の長等の重要ポストを務めている日本人職員の有無									
—									
4-3 日本人職員の採用・昇進に係る具体的な協力の実績									
—									
4-4 その他特記事項									
・2019 年の我が国分担率（分担金のみの比率）は 8.2％であり、16.7％という日本人職員比率は約2倍と高い水準にある。									
・事務局次長（森林経営担当）は、2011 年 8 月以降 2017 年 3 月まで林野庁出身者が就任。2018 年 4 月に同庁から後任の次長が就任したが、同年 6 月に急逝。それ以降空席となっていたが、2019 年 4 月に前農林水産省環境・国際担当参事官が新たに就任した。									